

名地裁総第1072号

令和6年10月24日

山中理司様

名古屋地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和6年5月28日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

名古屋高裁令和6年5月23日判決によって名古屋地裁の判決が破棄差戻しとなったことについて、名古屋地裁が「遺憾であり、再発防止に努めたい」とのコメントを発表した際に作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)9802